

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月6日

【報告者の名称】 株式会社豊田自動織機

【報告者の所在地】 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
丸の内ビルディング29階
株式会社豊田自動織機 東京支社

【電話番号】 東京(03)5293 - 2500

【事務連絡者氏名】 経理部長 玉木 康一

【縦覧に供する場所】 株式会社豊田自動織機
(愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社豊田自動織機をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、トヨタアセット準備株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる財務情報は、国際会計基準(IFRS)に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。以下同じで

す。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- (注12) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年1月15日付で提出した意見表明報告書（2026年2月12日付及び2026年3月2日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社における意思決定に至る過程及び理由

(3) 算定に関する事項

トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

() トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

() 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

<前略>

その結果、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

<前略>

その結果、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、公開買付者より本買付価格再変更(下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)を行う旨の意向を示されたことを受けて、本買付価格再変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026年3月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、本買付価格変更を除き、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はないとのことです。本買付価格変更に至る経緯の詳細については、下記「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 交渉の経緯」をご参照ください。

本取引は、本公開買付け、(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」といいます。)(注14)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」といいます。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした()トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」といいます。)、()デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」といいます。)、()豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」といいます。))及び()アイシンによる自己株式の公開買付

け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」といいます。)(以下、()~()を総称して「本自己株式公開買付け」といい、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)」といい、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)」といいます。)並びに当社による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)への応募、本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といい。)、本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といい。)、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)及び当社による本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)への応募からそれぞれ構成されるということです。なお、本株式併合の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))並びに株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といい。)、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といい。))及び株式会社みずほ銀行からの借入れ(以下「本銀行融資」と総称します。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))及び本銀行融資を受けることを予定しているということです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式並びに当社及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されているということです。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、当社及びその重要な子会社が保有する資産については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されているということです。

<中略>

() 本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)

トヨタ自動車が2025年6月3日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)」)によると、トヨタ自動車は、同日付の会社法第370条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)を行う予定であることを決定したということです。

その後、トヨタ自動車が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)」)によると、トヨタ自動車は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)における買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)」)を、本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値2,691円(小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には2,691円)から、本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額

を4,341,277,243,820円（上限）と変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、トヨタ自動車が、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を開始することを前提条件として、当社は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部（1,192,330,920株、トヨタ自動車株式所有割合（注15）：9.15%）を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）をご参照ください。

< 中略 >

() 本自己株式公開買付け(豊田通商)

豊田通商が2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、同日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第459条第1項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（豊田通商）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2026年1月14日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け（豊田通商）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（豊田通商）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け（豊田通商）の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け（豊田通商）を開始することを前提条件として、当社は、所有する豊田通商の普通株式の全部（118,095,402株、豊田通商株式所有割合（注17）：11.19%）を本自己株式公開買付け（豊田通商）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（豊田通商）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）をご参照ください。

< 中略 >

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付け価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足

されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を20,600円に引き上げる予定とのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は当社株式23,251,500株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

さらに、上記の本自己株式取得において、当社は、トヨタ自動車所有当社株式を、合計約1兆1,479億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、当社の分配可能額の範囲内で行われますが、当社は、本自己株式取得に要する資金を当社の保有する現預金並びに当社が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ3社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。当社は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有当社株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、（ ）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にトヨタ自動車の本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の当社株式1株当たり15,491円を予定しているとのことです。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車が当社の少数株主の皆様と比して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとのことです。

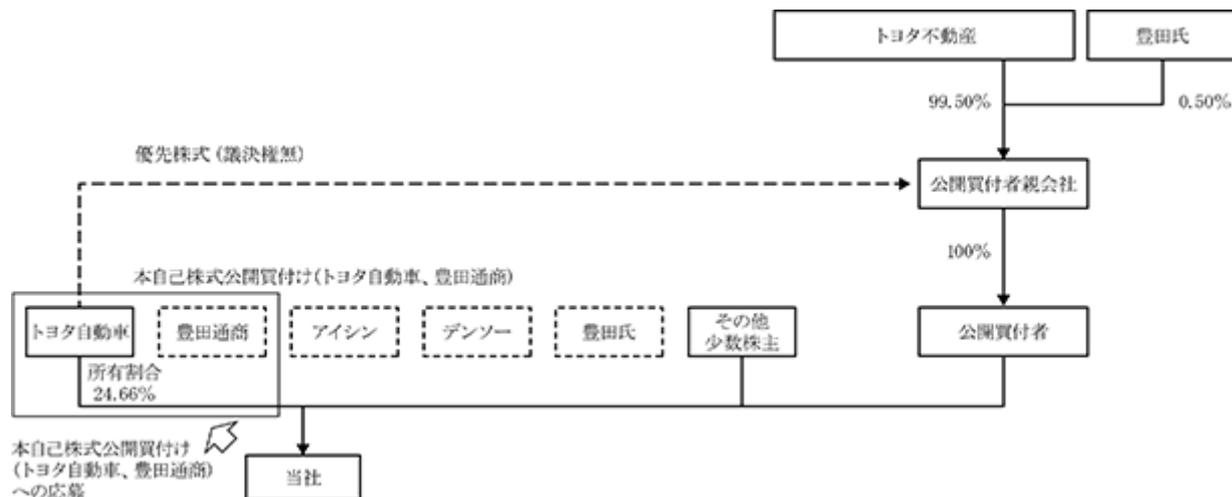
<取引のストラクチャー図>

<中略>

本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）（～2026年5月中旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊田通商が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）に応募します。

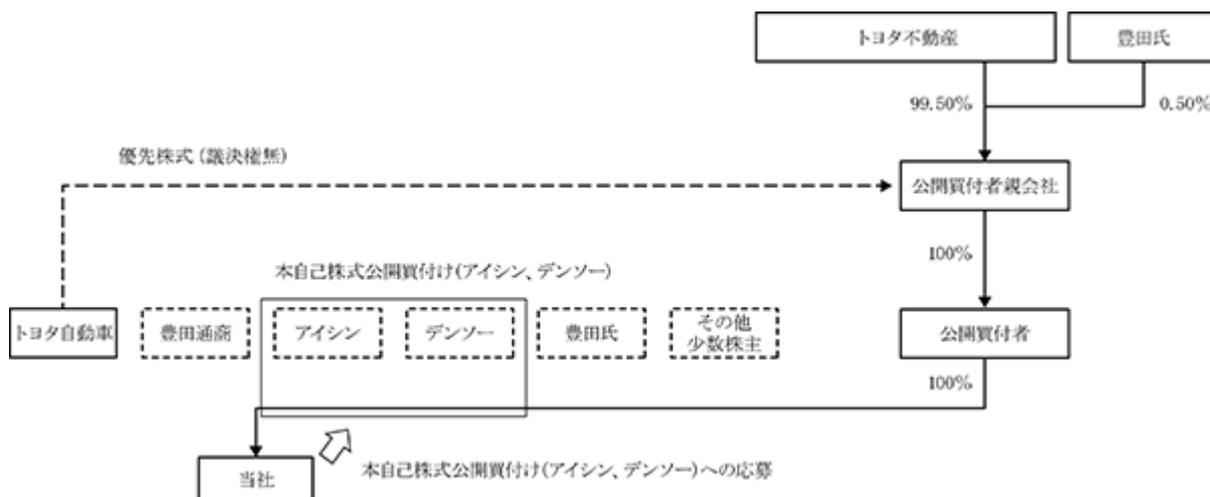
なお、本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に関しては、下記 を参照ください。



< 中略 >

本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）を実施し、当社は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に応募します。



< 中略 >

なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議の詳細は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「（ ）当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定していたとのことです。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付価格が当社の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、本公開買付価格を変更する意向を有していないとのことです。公開買付者は、本公開買付価格は、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースに記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の当社を取り巻く事業環境の変化や当社が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、当社及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、当社の本源的

価値を反映した価格であると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

なお、本買付価格変更及び、その後、2026年3月6日に、公開買付価格を18,800円から20,600円にさらに引き上げたこと(以下「本買付価格再変更」といいます。)を除き、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はないとのことです。本買付価格変更に至る経緯の詳細については、下記「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「()交渉の経緯」を、本買付価格再変更に至る経緯の詳細については、下記「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、それぞれご参照ください。

本取引は、 本公開買付け、 (ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」といいます。)(注14)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」といいます。)、 本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした()トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」といいます。)、()デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」といいます。)、()豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」といいます。)及び()アイシンによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」といいます。)(以下、()~()を総称して「本自己株式公開買付け」といい、()、()及び()を総称して「本自己株式公開買付け(デンソー、豊田通商、アイシン)」といいます。)並びに当社による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)への応募、 本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。)、 本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)、 本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー、豊田通商、アイシン)及び当社による本自己株式公開買付け(デンソー、豊田通商、アイシン)への応募からそれぞれ構成されるとのことです。なお、本株式併合の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、トヨタ不動産からの借入、並びに株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)及び株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」と総称します。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、トヨタ不動産からの借入及び本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式並びに当社及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されているとのことです。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、当社及びその重要な子会社が保有する資産については本スク

イーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されているとのことです。

< 中略 >

() 本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)

トヨタ自動車が2025年6月3日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)」)によると、トヨタ自動車は、同日付の会社法第370条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、トヨタ自動車が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)」)によると、トヨタ自動車は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)における買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)」)といたします。)を、本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値2,691円(小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には2,691円)から、本自己株式公開買付け価格(トヨタ自動車)を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円(上限)と変更することを決議したとのことです。

その後、トヨタ自動車が2026年3月6日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース(トヨタ自動車)」)といたします。)によると、トヨタ自動車は、本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)を2026年3月下旬を目途に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、トヨタ自動車が、本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)を開始することを前提条件として、当社は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部(1,192,330,920株、トヨタ自動車株式所有割合(注15):9.15%)を本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)及び本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース(トヨタ自動車)をご参照ください。

< 中略 >

() 本自己株式公開買付け(豊田通商)

豊田通商が2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(豊田通商)」)といたします。)によると、豊田通商は、同日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第459条第1項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(豊田通商)を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(豊田通商)」)といたします。)によると、豊田通商は、2026年1月14日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け(豊田通商)における買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付け価格(豊田通商)」)といたします。)を、本自己株式公開買付け価格(豊田通商)を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日

の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け（豊田通商）の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議したとのことです。

その後、豊田通商が2026年3月6日付で公表した「（開示事項の経過）自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、本自己株式公開買付け（豊田通商）を2026年4月30日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け（豊田通商）を開始することを前提条件として、当社は、所有する豊田通商の普通株式の全部（118,095,402株、豊田通商株式所有割合（注17）：11.19%）を本自己株式公開買付け（豊田通商）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（豊田通商）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）及び本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（豊田通商）をご参照ください。

< 中略 >

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付け価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付け価格（下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。以下同じです。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付け価格を20,600円に引き上げる予定であったとのことです。その後、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付け価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付け価格を20,600円に引き上げることを決定したとのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「（7）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は当社株式23,251,500株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとの

ことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

さらに、上記の本自己株式取得において、当社は、トヨタ自動車所有当社株式を、合計約1兆2,576億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、当社の分配可能額の範囲内で行われますが、当社は、本自己株式取得に要する資金を当社の保有する現預金並びに当社が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ3社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。当社は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有当社株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、（ ）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にトヨタ自動車が本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の当社株式1株当たり16,972円を予定しているとのことです。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車が当社の少数株主の皆様比して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとのことです。

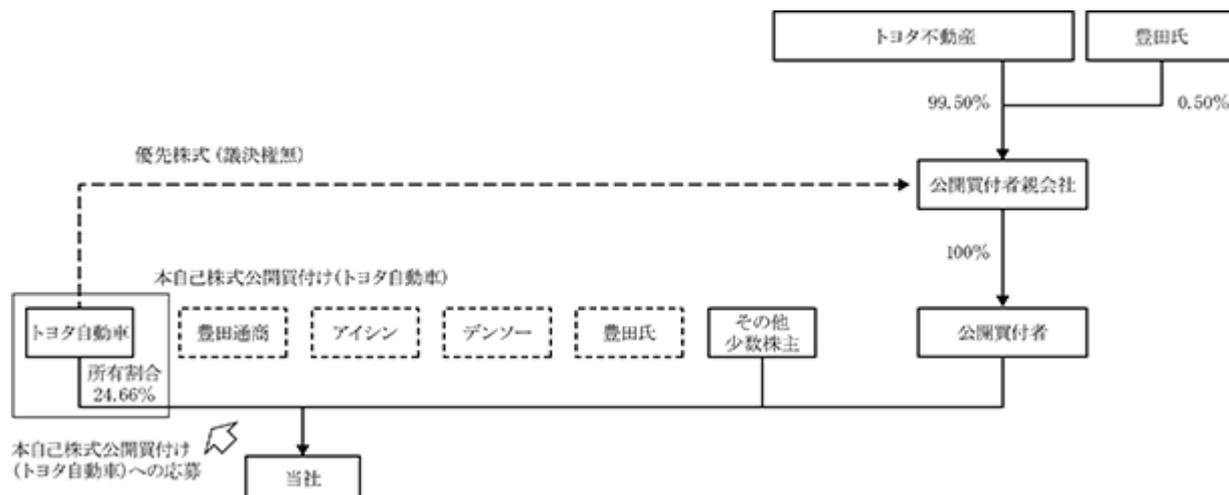
<取引のストラクチャー図>

<中略>

本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）（～2026年5月中旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車の株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募します。

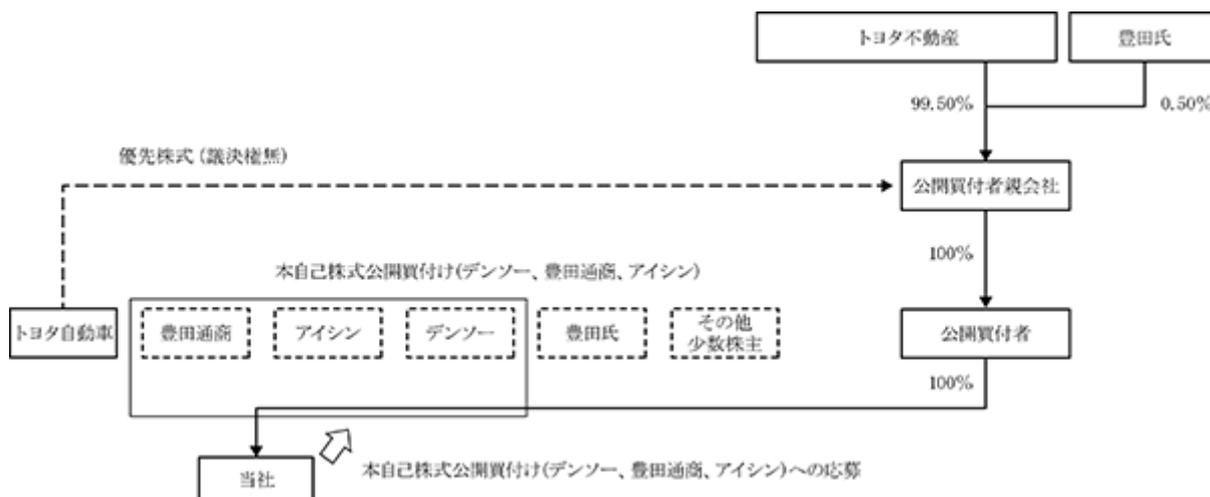
なお、本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に関しては、下記を参照ください。



<中略>

本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）を実施し、当社は、所有するデンソー、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に応募します。



< 中略 >

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定していたとのことです。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格が当社の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、当該公表時点の公開買付価格を変更する意向を有していなかったとのことです。公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格は、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースに記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の当社を取り巻く事業環境の変化や当社が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、当社及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、当社の本源的価値を反映した価格であると考えていたとのことです。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとのことです。

そして、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げた上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、公開買付期間を2026年3月23日まで延長し、合計45営業日とすることを決定したとのことです。当社は、本買付価格再変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026年3月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「()当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

これに対し、当社及び本特別委員会としては、これまでの交渉経緯に鑑みて、本公開買付価格18,800円は、これ以上交渉を継続しても引上げの余地のないトヨタ不動産からの最終提案価格であると判断し、トヨタ不動産は、同月13日、当社より、当該提案に合意する旨の通知を受領したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを2026年1月15日より開始することとしたとのことです。

(訂正後)

<前略>

これに対し、当社及び本特別委員会としては、これまでの交渉経緯に鑑みて、本公開買付価格18,800円は、これ以上交渉を継続しても引上げの余地のないトヨタ不動産からの最終提案価格であると判断し、トヨタ不動産は、同月13日、当社より、当該提案に合意する旨の通知を受領したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを2026年1月15日より開始したとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を続けた結果、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、さらに同年3月1日、エリオットとの間で本応募契約を締結したとのことです。これに伴い、公開買付者は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとのことです。その後、公開買付者は、2026年3月6日、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を20,600円に引き上げることを決定したとのことです。

当社における意思決定に至る過程及び理由

() 交渉の経緯

(訂正前)

<前略>

また、当社は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、当社の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)」)といたします。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。)にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)」)といたします。)を取得するとともに、当社は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下「EYSC」といたします。)に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付で、EYSCから当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書(EYSC)」)といたします。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、豊田氏、トヨタ自動車及び自己株式として当社株式を所有する当社を除きます。)にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(EYSC)」)といたします。)を取得いたしました。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を

行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ自動車、豊田氏及び当社並びに公開買付者及びその関係会社を除きます。)にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。)を取得したことから、当社は、2026年1月14日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の提出も受けております(2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)、当社株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)並びに2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の概要については、下記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。)。

(訂正後)

< 前略 >

また、当社は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、当社の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。)にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)」といいます。)を取得するとともに、当社は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下「EYSC」といいます。)に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付で、EYSCから当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書(EYSC)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、豊田氏、トヨタ自動車及び自己株式として当社株式を所有する当社を除きます。)にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(EYSC)」といいます。)を取得いたしました。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ自動車、豊田氏及び当社並びに公開買付者及びその関係会社を除きます。)にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。)を取得したことから、当社は、2026年1月14日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の提出も受けて

おります(2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMBC日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(SMBC日興証券)、当社株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)並びに2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の概要については、下記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。)

なお、当社及び本特別委員会は、本買付価格再変更に関する意見表明を行うにあたり、()2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMBC日興証券)、当社株式価値算定書(EYSC)及び2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)並びに本フェアネス・オピニオン(SMBC日興証券)、本フェアネス・オピニオン(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明、及び()本公開買付けの開始日以降、当社の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると考えられるとの説明をSMBC日興証券、EYSC及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券からそれぞれ受け、また、西村あさひ及び外苑法律事務所から、当社及び本特別委員会が2026年3月6日時点において当社株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを再取得しないと判断も合理的であるとの説明をそれぞれ受けたことも踏まえ、各第三者算定機関から新たに当社株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していません。

() 当社の意思決定の内容

(訂正前)

< 前略 >

以上より、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

以上より、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2026年2月12日、公開買付者より、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定した旨の伝達を受けました。

また、当社は、2026年3月2日、公開買付者より、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するため、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定した旨の伝達を受けました。

また、当社は、2026年3月3日、公開買付者より、改めて本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げる予定である旨の伝達を受けました。

これに対して、当社は、公開買付者による本買付価格再変更について、本特別委員会から2026年3月6日で取得した追加答申書(以下「2026年3月6日付追加答申書」といいます。2026年3月6日付追加答申書及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「()当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)の内容を最大限尊重しながら慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社は、()本買付価格再変更は本取引の意義及び目的に影響を与えるものではなく、本公開買付けの開始日以降、本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付価格再変更後も本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること、()本買付価格再変更はトヨタ不動産及び公開買付者において当社の株主と対話を重ねた結果として行われるものであり、本買付価格再変更による本公開買付価格

の引上げは、本公開買付けの成立可能性を向上させ、当社の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、当社の少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられること、()本公開買付けの開始日以降、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じておらず、下記「(3)算定に関する事項」に記載する当社株式の価値算定の前提とされた本事業計画に変更はないこと、()本公開買付けの開始日以降、当社の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると考えられること、()当社が、S M B C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書(S M B C日興証券)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(S M B C日興証券)の結論、E Y S Cから取得した当社株式価値算定書(E Y S C)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(E Y S C)の結論、並びに本特別委員会が取得して当社が提出を受けた2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱U F Jモルガン・スタンレー証券)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(三菱U F Jモルガン・スタンレー証券)の結論を変更すべき事情はなく、当社としては、これらの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らして、本買付価格再変更後の本公開買付価格は引き続き当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であると考えられること、()本買付価格再変更後の本公開買付価格は、2026年1月14日の本公開買付けの開始の公表日以降に行われた複数の当社の株主及び投資家の皆様とのエンゲージメントの状況に照らして当社の株主及び投資家の皆様からも、より一層の理解を得られる水準であると考えられること、()本公開買付けの開始日以降も、当社の非公開化を前提とする本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、及び()本買付価格再変更後の本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「()当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2026年3月6日付追加答申書において、2026年1月14日付答申書における本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保に関する判断の基礎とされた事実関係に変更はなく、本買付価格再変更を前提として、本特別委員会が2026年1月14日付答申書により当社取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び当社株主の皆様への応募推奨意見に変更はないと判断されていることを踏まえ、2026年3月6日開催の当社取締役会において、本買付価格再変更を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、当社は、本買付価格再変更を受けて、上記の非公開化によるデメリットについて改めて検討し、いずれも限定的又は影響がないことを確認しております。

<後略>

(3)算定に関する事項

トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定の概要

(訂正前)

<前略>

なお、本公開買付価格である18,800円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値13,225円に対して42.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値12,470円に対して50.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値12,773円に対して47.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値12,228円に対して53.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるということです。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値18,200円に対して3.30%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値17,900円に対して5.03%のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値17,349円に対して8.36%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値16,891円に対して11.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

また、本公開買付価格18,800円は、2026年1月14日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値18,025円に対して4.30%のプレミアムを加えた価格とのことです。

(注)野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていません。

とのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書については2025年5月30日までに、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書については2026年1月13日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

（訂正後）

< 前略 >

なお、本公開買付価格である18,800円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値13,225円に対して42.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値12,470円に対して50.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値12,773円に対して47.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値12,228円に対して53.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値18,200円に対して3.30%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値17,900円に対して5.03%のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値17,349円に対して8.36%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値16,891円に対して11.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

また、本公開買付価格18,800円は、2026年1月14日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値18,025円に対して4.30%のプレミアムを加えた価格とのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本買付価格再変更後の本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値算定を再度依頼したとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を再度検討した結果、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社株式の株式価値の算定を再度行い、公開買付者は、野村證券から2026年3月5日付で株式価値算定書（以下「2026年3月5日付買付者側株式価値算定書」）を再度取得したとのことです（注）。

なお、野村證券は、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、上記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	： 12,228円から13,225円
市場株価平均法	： 13,425円から18,260円
市場株価平均法	： 16,891円から18,200円
市場株価平均法	： 17,769円から20,230円
類似会社比較法	： 17,558円から21,196円

DCF法 : 17,551円から21,050円

市場株価平均法 では、本憶測報道（2025年4月25日の引け後）があったことを踏まえ、本憶測報道による株価への影響を排除した基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日 の終値13,225円、基準日 から遡る直近5営業日の終値単純平均値12,937円、直近1ヶ月間の終値単純平均値12,470円、直近3ヶ月間の終値単純平均値12,773円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値12,228円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を12,228円から13,225円と算定しているとのことです。また、市場株価平均法 では、2025年6月2日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日 ' の終値18,260円、基準日 ' から遡る直近5営業日の終値単純平均値18,051円、直近1ヶ月間の終値単純平均値17,471円、直近3ヶ月間の終値単純平均値14,442円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値13,425円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を13,425円から18,260円と算定しているとのことです。加えて、市場株価平均法 では、2026年1月13日を基準日（以下「基準日 ' 」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日 ' の終値18,200円、基準日 ' から遡る直近5営業日の終値単純平均値18,064円、直近1ヶ月間の終値単純平均値17,900円、直近3ヶ月間の終値単純平均値17,349円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値16,891円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を16,891円から18,200円と算定しているとのことです。さらに、市場株価平均法 では、2026年2月27日を基準日（以下「基準日 ' 」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日 ' の終値20,230円、基準日 ' から遡る直近5営業日の終値単純平均値20,207円、直近1ヶ月間の終値単純平均値19,927円、直近3ヶ月間の終値単純平均値18,761円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値17,769円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を17,769円から20,230円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を17,558円から21,196円までと算定しているとのことです。

DCF法では、公開買付者が当社の株式価値の算定を目的として策定し、野村證券に提供された2026年3月期から2035年3月期までの10期分の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2026年3月期第2四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を17,551円から21,050円と算定しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には2026年3月期及び2027年3月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響により大幅な増減益（2026年3月期： -1,265億円、-45.1%、2027年3月期：+929億円、+60.3%）を見込んでいるとのことです。また、同様に、DCF法の前提とした当社の事業計画について、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（2026年3月期： -350億円、-32.2%）が見込まれているほか、2028年3月期、2031年3月期及び2034年3月期において、設備投資の規模が事業年度に応じて異なるため、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（2028年3月期：+832億円、+113.0%、2031年3月期：+684億円、+67.1%、2034年3月期：+939億円、+80.1%）が見込まれているとのことです。加えて、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した2026年3月5日付買付者側株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果に加え、2025年2月下旬から同年5月中旬まで実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2026年3月6日、本公開買付価格を20,600円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である20,600円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値13,225円に対して55.77%、同日までの過去1ヶ月間の

終値単純平均値12,470円に対して65.20%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値12,773円に対して61.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値12,228円に対して68.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

また、本公開買付価格20,600円は、2026年3月6日の前営業日である2026年3月5日東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値20,540円に対して0.29%のプレミアムを加えた価格であるとのことです。

(注) 野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていませんとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書については2025年5月30日までに、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書については2026年1月9日までに、2026年3月5日付買付者側株式価値算定書については2026年2月27日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026年4月下旬から同年5月中旬頃を目途に開催する予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026年5月中旬頃を目途に開催する予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

() トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書及び2026年1月13日付買付者側株式価値算定書をそれぞれ取得したとのことです。2025年6月2日付買付者側株式価値算定書及び2026年1月13日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」の「トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(訂正後)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不

動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書及び2026年3月5日付買付者側株式価値算定書をそれぞれ取得したとのことです。2025年6月2日付買付者側株式価値算定書、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書及び2026年3月5日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「(3)算定に関する事項」の「トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

() 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(訂正前)

< 前略 >

その後、当社は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること(又は放棄されること)を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受け、また、2026年1月13日、公開買付者から、英国金融規制対応を含む本クリアランス取得が完了した旨の連絡を受けました。そのため、当社が、2025年6月3日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問していたことを受けて、本特別委員会は、2025年11月25日から2026年1月14日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が新たに起用した第三者算定機関であるE Y S Cについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしました。そして、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、本買付価格変更に至る当社とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与しました。()本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容、並びに()当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるS M B C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書(S M B C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(S M B C日興証券)並びに当社の第三者算定機関であるE Y S Cから取得した当社株式価値算定書(E Y S C)及び本フェアネス・オピニオン(E Y S C)の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、2026年1月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しております。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、2026年1月14日付当社プレスリリースの添付資料をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

その後、当社は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること(又は放棄されること)を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受け、また、2026年1月13日、公開買付者から、英国金融規制対応を含む本クリアランス取得が完了した旨の連絡を受けました。そのため、当社が、2025年6月3日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問していたことを受けて、本特別委員会は、2025年11月25日から2026年1月14日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に

対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が新たに起用した第三者算定機関であるE Y S Cについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしました。そして、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、本買付価格変更に至る当社とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与しました。()本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容、並びに()当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるS M B C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書(S M B C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(S M B C日興証券)並びに当社の第三者算定機関であるE Y S Cから取得した当社株式価値算定書(E Y S C)及び本フェアネス・オピニオン(E Y S C)の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、2026年1月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しております。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、2026年1月14日付当社プレスリリースの添付資料をご参照ください。

その後、当社が、公開買付者より、2026年3月3日、本買付価格再変更を行う予定である旨を示されたことを受けて、同月4日、本特別委員会に対して、本買付価格再変更を前提としても、2026年1月14日付答申書の答申内容である賛同・応募推奨意見に変更がないかにつき諮問したところ、本特別委員会は、2026年3月4日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同月6日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年3月6日付追加答申書を提出しております。2026年3月6日付追加答申書の詳細につきましては、2026年3月6日付当社プレスリリースの添付資料をご参照ください。

() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(訂正前)

< 前略 >

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加しておりません。また、上記2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会には、当社の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(訂正後)

< 前略 >

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程及び理由」の「() 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加しておりません。また、上記2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催

の取締役会には、当社の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

() 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

トヨタ不動産によれば、公開買付け期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付け期間を31営業日に変更しているとのことでした。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付け期間を41営業日に変更しているとのことでした。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことでした。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことでした。

(訂正後)

トヨタ不動産によれば、公開買付け期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付け期間を31営業日に変更しているとのことでした。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付け期間を41営業日に変更していたとのことでした。その後、本公開買付け価格を変更したことに伴い、2026年3月6日、公開買付け期間を45営業日に変更しているとのことでした。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことでした。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことでした。

(7) 公開買付け者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

< 前略 >

本基本契約

(訂正前)

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結したとのことでした。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと(但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。)、また、自ら又は当社が、公開買付け者以外の者から当社の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付け者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知することを合意しているとのことでした。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件(上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及

び理由」の「本公開買付けの概要」に記載の「本公開買付前提条件」)、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項(注1)、トヨタ自動車の義務(注2)、公開買付者の義務(注3)、並びに契約終了事由(注4)が定められているとのことです。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっているとのことです。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約(以下「本変更契約」といいます。)を締結しているとのことです(なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。)

<後略>

(訂正後)

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結したとのことです。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと(但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。)、また、自ら又は当社が、公開買付者以外の者から当社の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知することを合意しているとのことです。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件(上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載の「本公開買付前提条件」)、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項(注1)、トヨタ自動車の義務(注2)、公開買付者の義務(注3)、並びに契約終了事由(注4)が定められているとのことです。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっているとのことです。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約(以下「本変更契約」といいます。)を締結しているとのことです(なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。)。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年3月6日付で、本買付価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための変更契約(以下「本再変更契約」といいます。)を締結しているとのことです(なお、本再変更契約においては、上記の本買付価格再変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。)

<後略>

本公開買付合意書

(訂正前)

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、当社との間で本取引に関し、本公開買付合意書を締結

しております。本公開買付合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに当社の表明保証事項（注５）、当社の義務（注６）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注８）、並びに契約終了事由（注９）が定められております。なお、本公開買付合意書においては、公開買付者の設立後、2025年６月９日付で公開買付者も本公開買付合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年６月20日付で本公開買付合意書の当事者となっております。また、本公開買付合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、2026年１月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。

<後略>

（訂正後）

上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年６月３日付で、当社との間で本取引に関し、本公開買付合意書を締結しております。本公開買付合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに当社の表明保証事項（注５）、当社の義務（注６）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注８）、並びに契約終了事由（注９）が定められております。なお、本公開買付合意書においては、公開買付者の設立後、2025年６月９日付で公開買付者も本公開買付合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年６月20日付で本公開買付合意書の当事者となっております。また、本公開買付合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、2026年１月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。また、本公開買付合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、2026年３月６日付で、本買付価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための覚書（以下「本再変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本再変更覚書においては、上記の本買付価格再変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。

<後略>

以上